



# 認証保育所保育料助成制度のご案内 (0~2歳児の保護者様 配布用)

令和4年4月1日

品川区子ども未来部保育支援課

本制度は、0~2歳児の認証保育所(区外含む)に入所しているお子さまの保護者の経済的な負担軽減を目的としています。3歳児以上は本制度の対象とならず、要件を満たした場合に施設等利用給付(幼児教育・保育の無償化)の対象となります。

認証保育所は、「東京都認証保育所事業実施要綱」に定員の半数以上は3歳未満児であることと定められていますので、3歳児以降の在園継続はできない場合もあります。

## 1. 助成対象等

年齢*1	対象・要件	方法
0~2歳児	① 児童および保護者が当該月の1日時点で品川区に住民票があり、実際に居住している月 ② 認証保育所に当該月の初日より在籍し、基本保育時間で月160時間以上の月ぎめ契約により保育を受けた月 ③ 認証保育所の保育料を支払っている月	差額助成

\*1) 2022年4月1日時点の年齢

## 2. 助成金額(差額助成)

### ①住民税課税世帯

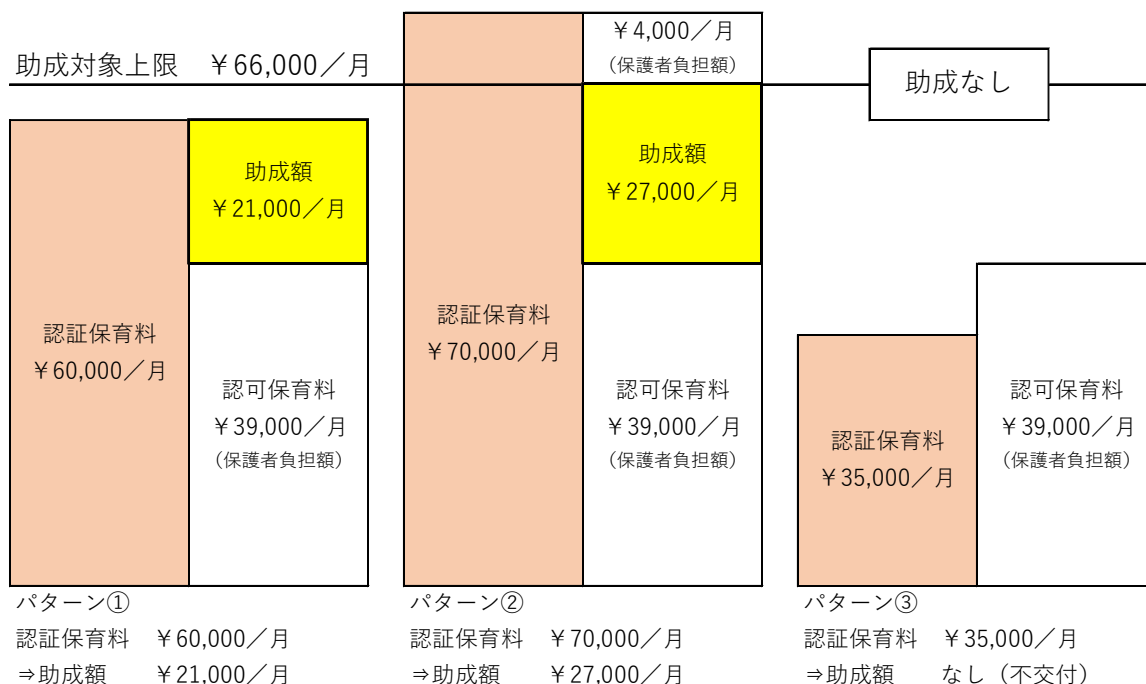
認証保育所に払っている基本保育料(上限66,000円)と、それを下回る認可保育園の標準時間保育料(裏面参照)との差額を助成します。

$$\text{助成金額} = \text{認証保育所の保育料(上限66,000円)} - \text{認可保育園の標準時間保育料}$$

※助成金額算定のため、認証保育所へ保育料の支払い状況を確認いたします。

### 【助成金の考え方】

D12階層 第1子の場合：認可保育料39,000円/月



(参考)『保育園のご案内』

※ 小規模保育の部分は当助成金には関連がないので、下記の表から削除しております。

【標準時間保育料】

(令和元年10月施行)

単位:円

階層		区分		保 育 料 ( 月 額 )							
				0～2歳				3歳		4,5歳	
				保育園		小規模保育		保育園		保育園	
				第一子	第二子	第一子	第二子	第一子	第二子	第一子	第二子
A	生活保護世帯			0	0			0	0	0	0
B	当年度分区市町村民税 非課税世帯			0	0			0	0	0	0
C1	当年度分区市町村民税 均等割のみの世帯			0	0			0	0	0	0
C2	" 所得割額5,000円未満の世帯			3,000	1,500			0	0	0	0
C3	" 5,000円以上48,700円未満 "			4,000	2,000			0	0	0	0
D1	" 48,700円以上50,500円未満 "			8,000	4,000			0	0	0	0
D2	" 50,500円以上59,800円未満 "			9,900	4,950			0	0	0	0
D3	" 59,800円以上68,500円未満 "			11,200	5,600			0	0	0	0
D4	" 68,500円以上88,600円未満 "			18,400	9,200			0	0	0	0
D5	" 88,600円以上108,600円未満 "			22,800	11,400			0	0	0	0
D6	" 108,600円以上128,500円未満 "			25,800	12,900			0	0	0	0
D7	" 128,500円以上148,600円未満 "			28,300	14,150			0	0	0	0
D8	" 148,600円以上171,600円未満 "			30,500	15,250			0	0	0	0
D9	" 171,600円以上204,900円未満 "			33,000	16,500			0	0	0	0
D10	" 204,900円以上228,800円未満 "			35,000	17,500			0	0	0	0
D11	" 228,800円以上252,900円未満 "			37,100	18,550			0	0	0	0
D12	" 252,900円以上276,800円未満 "			39,000	19,500			0	0	0	0
D13	" 276,800円以上300,800円未満 "			41,000	20,500			0	0	0	0
D14	" 300,800円以上322,000円未満 "			42,900	21,450			0	0	0	0
D15	" 322,000円以上338,000円未満 "			44,600	22,300			0	0	0	0
D16	" 338,000円以上354,000円未満 "			48,000	24,000			0	0	0	0
D17	" 354,000円以上370,000円未満 "			49,900	24,950			0	0	0	0
D18	" 370,000円以上440,200円未満 "			54,200	27,100			0	0	0	0
D19	" 440,200円以上500,200円未満 "			61,000	30,500			0	0	0	0
D20	" 500,200円以上560,200円未満 "			66,900	33,450			0	0	0	0
D21	" 560,200円以上665,000円未満 "			71,800	35,900			0	0	0	0
D22	" 665,000円以上772,600円未満 "			74,300	37,150			0	0	0	0
D23	" 772,600円以上887,500円未満 "			76,400	38,200			0	0	0	0
D24	" 887,500円以上1,031,300円未満 "			76,900	38,450			0	0	0	0
D25	" 1,031,300円以上 "			77,500	38,750			0	0	0	0

※ 区市町村民税は、調整控除以外の税額控除（住宅借入金特別控除、寄付金税額控除、配当控除等）が適用される前の税額となります。

※ 同一世帯で2人以上のお子さんがある場合、最年長の児童を第1子として、第2子の保育料は半額、第3子以降は免除となります。

※ 保育園に在園している児童の兄弟が、住民票上居住が別である場合は、申請により第2子・第3子の保育料が適用されます。

※ 該当年度の住民税が区外で課税されており、品川区とは異なる税率で計算されている場合は品川区で適用する税率により再計算を行います。（計算の結果、市区町村の決定額と異なる場合があります。）

※ 該当年度の前年に海外に滞在していた時期がある場合、海外滞在時の収入と帰国後の収入を合算して税額の計算をします。（1年間、国外に滞在している場合は、国外滞在時の収入により計算します。）

## ②住民税非課税世帯（保育の必要性に該当する世帯のみ）

認証保育所に払っている基本保育料(上限 66,000 円)と、施設等利用給付(上限 42,000 円)との差額を助成します。

$$\text{助成金額} = \text{認証保育所の保育料（上限 66,000 円）} - \text{施設等利用給付（上限 42,000 円）}$$

※“施設等利用給付”とは、幼児教育・保育の無償化に伴う利用料給付金です。



施設等利用給付（幼児教育・保育の無償化）の手続きについては、別途、申請が必要です。

### 3. 申請手続き

#### (1) 提出書類

##### ①「令和4年度 認証保育所保育料助成金交付申請書 兼 請求書」

##### ②所得確認書類（父母どちらも必要）

###### ○4月から8月までの助成金額算定用

・令和3年度住民税課税（非課税）証明書

※2021年1月1日現在、品川区に住民票がない場合、提出が必要。

###### ○9月から3月までの助成金算定用

・令和4年度住民税課税（非課税）証明書

※2022年1月1日現在、品川区に住民票がない場合、提出が必要。

※助成金申請時に提出できない方は、発行が可能になった時点で、必ず提出してください。

◆マイナンバーでの税照会を希望される方は、別途、「マイナンバーの利用に関する同意書」を提出していただく必要があります。同意書は区ホームページからダウンロード、もしくは保育支援課へお越しいただければ窓口で配付いたします。

◆海外から転入された方や税額の確認ができない方は、別途収入が分かる書類の提出をお願いする場合がございます。また家庭状況によって、同居の祖父母の税額を証明する書類を提出していただく場合もございます。

◆住民税未申告の場合や税資料の提出がなく税額の確認ができない場合は、最高階層と同様の階層認定および保育料算定を行います。

(2) 提出方法：品川区役所 保育支援課 開設・計画担当 認証保育所保育料助成担当あてに郵送または持参。

※提出先詳細は後述の「お問い合わせ先・申請書ご提出先」をご参照ください。

(3) 提出期限：「6. 助成金交付スケジュール」の「申請書締切日」をご参照ください。

#### 4. 注意事項：

・申請者（口座名義人）は、児童と同一世帯の保護者としてください。

・助成金申請後に修正申告をした方や、申請書の内容（世帯構成など）が変更になった方は、事前にご連絡のうえ、改めて申請してください。また税額が変わった場合も、必ずご連絡ください。なお、認可保育園の申し込み等に伴って連絡をいただいている場合でも、別途助成金担当に連絡をいただかない場合は、助成金算定に反映できません。

## 5. 助成されない場合 ※(1)～(7)のいずれか1つに該当すると助成されません。

- (1) 児童および保護者が、品川区に住民票がない場合・実際に居住していない場合
- (2) 認証保育所保育料の支払をしていない場合（保育料未納等）
- (3) 認可保育園・小規模保育事業等と認証保育所を同時に利用契約している場合（二重保育）
- (4) 休園等により保育を受けていない場合
- (5) 助成金額の算出のために必要な書類が提出されない場合
- (6) 第4期（最終）申請書締切日までに申請手続きを行わない場合
- (7) 偽りその他不正な手段により助成金の交付申請・請求があったと区長が認めた場合

### 認可保育園保育料の軽減適用について

認可保育園保育料の軽減制度について、認証保育所保育料助成金にも適用される場合があります。該当の方は、助成金の申請に加え、「品川区認証保育所保育料助成金特例適用申請書」をご提出ください。最終提出期限は、令和5年3月20日（月）（必着）です。  
※この軽減制度の適用により、認可保育園保育料の階層が変わるわけではありません。

## 6. 助成金交付スケジュール・・・年4回に分けてお支払いします。

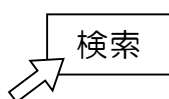
期	対象月	申請書締切日	交付決定通知の発送と助成金振込の予定
1	4月～6月	6月17日（金）	8月下旬
2	7月～9月	9月16日（金）	11月下旬
3	10月～12月	12月16日（金）	令和5年2月下旬
4（最終）	1月～3月	令和5年3月20日（月）	令和5年5月下旬

- ※ 申請は、年度（4月～3月）に1回です。また、各期締切日を過ぎた場合は、次期の分と合わせての審査・お振込みになります。ただし、第4期（最終）の締切日を過ぎた場合は、助成できません。また、世帯構成の変更や税額の変更等についても、最終の締切日までにご連絡をいただけない場合、反映できません。
- ※ 助成対象児童ごとに申請してください。
- ※ 年度途中で転園、または一度退園し再入園した場合等、申請内容に変更が生じた場合は、事前にご連絡のうえ、再度申請が必要になります。こちらの最終締切日も令和5年3月20日（月）必着です。

## 7. その他

本制度に関する書類データは、区ホームページからも取得できます。

<https://www.city.shinagawa.tokyo.jp/PC/kodomo/kodomo-hoyou/kodomo-hoyou-hoikuen/hpg000033551.html>



検索

品川区 認証保育所 保育料助成



### お問い合わせ先・申請書ご提出先

〒140-8715 品川区広町2-1-36 品川区役所 保育支援課 開設・計画担当  
認証保育所保育料助成担当 電話 03-5742-6039（直通）